

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

- 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例等の一部改正 (人事課) 8
- 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部改正 (人事課) 10
- 亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 (人事課) 13
- かめおか防災広場設置条例 (自治防災課) 13
- 亀岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (保育課) 15
- 亀岡市立保育所条例及び亀岡市立認定こども園条例の一部改正 (保育課) 15
- 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正 (保育課) 16
- 亀岡市自然環境を重視した食と農のまちづくり条例 (農林振興課) 18
- 亀岡市水道事業給水条例及び亀岡市下水道条例の一部改正 (総務・経営課) 20
- 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 (議会事務局) 20
- 亀岡市議会ハラスメント防止条例 (議会事務局) 21

—— 規 則 ——

- 期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正 (人事課) 23
- かめおか防災広場設置条例施行規則 (自治防災課) 24
- 亀岡市乳児等通園支援事業の実施に関する規則 (保育課) 26

—— 告 示 ——

- 亀岡市小規模修繕工事希望者登録制度実施要綱の一部改正 (契約検査課) 28
- 指定居宅介護支援事業所の廃止 (高齢福祉課) 29
- 指定居宅介護支援事業所の指定 (高齢福祉課) 29
- 公示送達 (保険医療課) 30
- 公示送達 (高齢福祉課) 32
- 南丹都市計画生産緑地地区の変更による図書の縦覧 (都市計画課) 32
- 公示送達 (税務課) 32
- 公示送達 (税務課) 34
- 公示送達 (高齢福祉課) 36
- 公の施設の指定管理者の指定 (商工観光課) 36

—— 訓 令 ——

- 亀岡市職員の人事評価実施規程の一部改正 (人事課) 37

| | |
|-----------------------------------------------------|----|
| —— 公 告 —— | |
| ○公募型プロポーザル方式による事業者の選定 (学校教育課) | 38 |
| ○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) | 39 |
| ○公募型プロポーザル方式による事業者の選定 (ふるさと納税課) | 42 |
| ○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) | 43 |
| ○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) | 46 |
| ○一般競争入札の執行 (財産管理課) | 50 |
| ○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) | 53 |
| ○都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) | 57 |
| ○農用地利用集積等促進計画の認可 (農林振興課) | 57 |
| ○亀岡農業振興地域整備計画の変更による計画書の縦覧 (農林振興課) | 58 |
| —— 任免及び辞令 —— | |
| 議会事務局欄 | |
| —— 規 程 —— | |
| ○亀岡市議会ハラスメント防止条例施行規程 | 59 |
| 教育委員会欄 | |
| —— 任免及び辞令 —— | |
| 選挙管理委員会欄 | |
| —— 告 示 —— | |
| ○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数 | 60 |
| ○亀岡市議会の解散請求並びに亀岡市の市長等及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数 | 60 |
| ○合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 | 61 |
| 農業委員会欄 | |
| —— 公 告 —— | |
| ○令和7年12月定例総会の開催 | 61 |
| 上下水道部欄 | |
| —— 告 示 —— | |
| ○亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示 | 62 |
| ○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 | 62 |
| ○亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示 | 63 |
| ○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 | 63 |
| ○亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示 | 64 |
| ○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 | 64 |
| —— 公 告 —— | |
| ○公募型プロポーザル方式による業務受託候補者の選定 | 65 |
| 市立病院欄 | |
| —— 規 程 —— | |
| ○亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部改正 | 67 |
| ○亀岡市立病院会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正 | 67 |

公布された条例のあらまし

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例等の一部を改正する条例要綱

1 国の給与改定措置に準じ、市長等及び教育長の期末手当の支給割合を年間0.05月分引き上げることとした。

(1) 令和7年12月支給の期末手当の支給割合を次のとおりとすることとした。

| 支給月 | 改正前 | 改正後 |
|-----|---------|---------|
| 12月 | 1.725月分 | 1.775月分 |

(2) 令和8年度からの期末手当の支給割合を次のとおりとすることとした。

| 支給月 | 改正前 | 改正後 |
|-----|---------|---------|
| 6月 | 1.725月分 | 1.750月分 |
| 12月 | 1.775月分 | 1.750月分 |
| 合計 | 3.50月分 | 3.50月分 |

2 亀岡市特別職報酬等審議会の答申等に基づき、特別職の職員の給与等を次のとおりとすることとした。

(1) 常勤の特別職の職員の給料

| 職名 | 現行 | 改正後 |
|---------|----------|------------|
| 市長 | 985,000円 | 1,000,000円 |
| 副市長 | 787,000円 | 799,000円 |
| 病院事業管理者 | 664,000円 | 674,000円 |
| 教育長 | 694,000円 | 704,000円 |

(2) 常勤の特別職の職員の退職手当の支給率

| 職名 | 現行 | 改正後 |
|---------|----------|----------|
| 市長 | 100分の550 | 100分の530 |
| 副市長 | 100分の325 | 100分の315 |
| 病院事業管理者 | 100分の280 | 100分の270 |
| 教育長 | 100分の280 | 100分の270 |

(3) 非常勤の特別職の職員の報酬

| 区分 | 現 行 | 改正後 |
|------------------------|--------------|--------------|
| | 円 | 円 |
| 1 教育委員会委員 | 年額 1,000,000 | 年額 1,016,000 |
| 2 識見を有する者の中から選任された監査委員 | 月額 121,000 | 月額 123,000 |
| 3 議会の議員の中から選任された同委員 | 月額 53,000 | 月額 54,000 |
| 4 選挙管理委員会委員長 | 年額 389,000 | 年額 395,000 |
| 5 同委員 | 年額 277,000 | 年額 281,000 |
| 6 公平委員会委員長 | 年額 223,000 | 年額 227,000 |
| 7 同委員 | 年額 155,000 | 年額 157,000 |
| 8 農業委員会会長 | 年額 243,000 | 年額 247,000 |
| 9 同副会長 | 年額 219,000 | 年額 222,000 |
| 10 同委員 | 年額 194,000 | 年額 197,000 |
| 11 農地利用最適化推進委員 | 年額 194,000 | 年額 197,000 |
| 12 スポーツ推進委員 | 年額 36,000 | 年額 37,000 |
| 13 固定資産評価審査委員会委員 | 日額 9,700 | 日額 9,900 |
| 14 介護認定審査会委員 | 日額 14,300 | 日額 14,500 |
| 15 障害者介護給付費等支給認定審査会委員 | 日額 14,300 | 日額 14,500 |
| 16 法令又は条例に基づく附属機関の構成員 | 日額 9,700 | 日額 9,900 |

3 この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用することとした。ただし、2の(1)及び(2)の改正については、令和8年1月1日から、1の(2)及び2の(3)の改正については、令和8年4月1日から施行することとした。

亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

1 国の給与改定措置に準じ、本市一般職員の給与に関し、本給、期末手当及び勤勉手当並びに通勤手当について、次のとおり改正することとした。

(1) 本給の改正

ア 民間給与との較差を解消するため、初任給を引き上げるとともに、若年層に重点を置きつつ、その他職員も含め給料表の給料月額を増額改定することとした（改定率 平均3.20%）。

(2) 期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正

ア 令和7年12月支給の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.025月分引き上げて、次のとおりとすることとした。

| | 現 行 | 改正案 | 増 減 |
|-----------|----------|------------|----------|
| 期 末 手 当 | | | |
| (一般職員) | 100分の125 | 100分の127.5 | 100分の2.5 |
| (幹部職員) | 100分の105 | 100分の107.5 | 100分の2.5 |
| (再任用一般職員) | 100分の70 | 100分の72.5 | 100分の2.5 |
| (再任用幹部職員) | 100分の60 | 100分の62.5 | 100分の2.5 |
| 勤 勉 手 当 | | | |
| (一般職員) | 100分の105 | 100分の107.5 | 100分の2.5 |
| (幹部職員) | 100分の125 | 100分の127.5 | 100分の2.5 |
| (再任用一般職員) | 100分の50 | 100分の52.5 | 100分の2.5 |
| (再任用幹部職員) | 100分の60 | 100分の62.5 | 100分の2.5 |
| 合 計 | | | |
| (一般職員) | 100分の230 | 100分の235 | 100分の5 |
| (幹部職員) | 100分の230 | 100分の235 | 100分の5 |
| (再任用一般職員) | 100分の120 | 100分の125 | 100分の5 |
| (再任用幹部職員) | 100分の120 | 100分の125 | 100分の5 |

イ 令和8年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおりとすることとした。

| | 6月期 | 12月期 | 計 |
|-----------|-------------|-------------|------------|
| 期 末 手 当 | | | |
| (一般職員) | 100分の126.25 | 100分の126.25 | 100分の252.5 |
| (幹部職員) | 100分の106.25 | 100分の106.25 | 100分の212.5 |
| (再任用一般職員) | 100分の71.25 | 100分の71.25 | 100分の142.5 |
| (再任用幹部職員) | 100分の61.25 | 100分の61.25 | 100分の122.5 |
| 勤 勉 手 当 | | | |
| (一般職員) | 100分の106.25 | 100分の106.25 | 100分の212.5 |
| (幹部職員) | 100分の126.25 | 100分の126.25 | 100分の252.5 |
| (再任用一般職員) | 100分の51.25 | 100分の51.25 | 100分の102.5 |
| (再任用幹部職員) | 100分の61.25 | 100分の61.25 | 100分の122.5 |
| 合 計 | | | |
| (一般職員) | 100分の232.5 | 100分の232.5 | 100分の465 |
| (幹部職員) | 100分の232.5 | 100分の232.5 | 100分の465 |
| (再任用一般職員) | 100分の122.5 | 100分の122.5 | 100分の245 |
| (再任用幹部職員) | 100分の122.5 | 100分の122.5 | 100分の245 |

(3) 通勤手当の改定

ア 支給額の改定

距離区分に応じ、支給額の引上げ改定を行うこととした。

- イ 駐車場の利用に対する通勤手当の新設
通勤のために駐車場を利用する職員に
対し、5,000円を上限として駐車料
金の額に相当する額を加算して通勤手当
を支給することとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行し、令和7
年12月1日から適用することとした。ただ
し、1の(1)の改正については、令和7年4月
1日から適用し、1の(2)のイ及び(3)並びに2
の改正については、令和8年4月1日から施
行することとした。

亀岡市会計年度任用職員の給与及
び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例要綱

- 1 本市一般職員の給料表改定に準じ、本市会
計年度任用職員の給料表の給料月額を増額改
定することとした。
- 2 本市一般職員の期末手当及び勤勉手当の支
給割合の改正に準じ、本市会計年度任用職員
の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改める
こととした。
- 3 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 4 この条例は、公布の日から施行し、令和7
年4月1日から適用することとした。ただし、
第30条の改正規定は、令和8年4月1日か
ら施行することとした。

かめおか防災広場設置条例要綱

- 1 大規模災害が発生した場合の地域防災拠点、
救助物資等の集積拠点及び緊急避難場所とす
るため、かめおか防災広場を設置することと
した。
- 2 使用料、使用の許可、使用者の管理義務等
所要の規定を設けることとした。
- 3 目的外使用の許可、目的外使用料の規定を
設けることとした。
- 4 条例の施行に関し必要な事項は、規則で定
めることとした。
- 5 この条例は、公布の日から施行することと
した。

亀岡市乳児等通園支援事業の設備
及び運営に関する基準を定める条
例要綱

- 1 子ども・子育て支援法等の一部を改正する
法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び
経過措置に関する政令の施行に伴い、亀岡市
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制
度）の実施に必要な設備及び運営に関する基
準を定めることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を
定めることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することと
した。

亀岡市立保育所条例及び亀岡市立認定こども園条例の一部を改正する条例要綱

- 1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の開始に伴い、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例要綱

- 1 児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、関係する条例について規定整備を図ることとした。
- 2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、母子保健法に基づく乳幼児の健康診査の内容が家庭的保育事業等の利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとする事とした。
- 3 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市自然環境を重視した食と農のまちづくり条例要綱

- 1 自然環境を重視した食と農によるまちづくりの基本理念を定め、市の責務並びに市民及び団体の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる次の事項を定めることとした。
 - (1) 市は、環境への負荷を可能な限り低減し、将来にわたり持続可能なまちを次世代に継承する施策を実施することとした。
 - (2) 市は、食農教育や農業体験等食育を通じて、食と農における環境負荷の低減に主体的に取り組む人を育てることとした。
 - (3) 市は、食と農への多様な関わり方を認め合い、環境、社会及び経済のバランスが保たれるまちを構築することとした。
 - (4) 市民及び団体は、食と農によるまちづくりへの理解を深め、市の施策に協力するとともに、他の市民又は団体と協力して、まちづくりに主体的に取り組むよう努めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市水道事業給水条例及び亀岡市下水道条例の一部を改正する条例要綱

- 1 災害その他非常の場合において、管理者が認めるときは、他の市町村長の指定を受けた者等が給水装置及び排水設備に関する工事を行うことができるよう、規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

した。

条 例

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第33号

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例等の一部を改正する
条例

(特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する
条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例(昭和39年亀岡市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「12月に支給する場合においては100分の172.5」を「12月に支給する場合においては100分の177.5」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中「985,000円」を「1,000,000円」に、「787,000円」を「799,000円」に、「664,000円」を「674,000円」に、「694,000円」を「704,000円」に改める。

第3条 特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の172.5」を「100分の175」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改め

る。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年亀岡市条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

| |
|---------------|
| 年額 1,000,000円 |
| 月額 121,000円 |
| 月額 53,000円 |
| 年額 389,000円 |
| 年額 277,000円 |
| 年額 223,000円 |
| 年額 155,000円 |
| 年額 243,000円 |
| 年額 219,000円 |
| 年額 194,000円 |
| 年額 194,000円 |
| 年額 36,000円 |
| 日額 9,700円 |
| 日額 14,300円 |
| 日額 14,300円 |
| 日額 9,700円 |

」を

「

| |
|---------------|
| 年額 1,016,000円 |
| 月額 123,000円 |
| 月額 54,000円 |
| 年額 395,000円 |
| 年額 281,000円 |
| 年額 227,000円 |
| 年額 157,000円 |
| 年額 247,000円 |
| 年額 222,000円 |
| 年額 197,000円 |
| 年額 197,000円 |
| 年額 37,000円 |
| 日額 9,900円 |
| 日額 14,500円 |
| 日額 14,500円 |
| 日額 9,900円 |

」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第5条 職員の退職手当に関する条例(昭和30年亀岡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「同項の規定は、」を「前項の規定は、」に改める。

第11条中「第3章」を「前章」に改める。

第12条第1項第1号中「100分の550」を「100分の530」に改め、同項第2号中「100分の325」を「100分の315」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の280」を「100分の270」に改める。

第21条第6項中「第1項から第5項まで」を「前各項」に改める。

附則第3項中「附則第9項から第17項まで」を「附則第8項から第16項まで」に改める。

附則第4項中「附則第12項」を「附則第11項」に改める。

附則第5項中「附則第10項」を「附則第9項」に改める。

附則中第7項を削り、第8項を第7項とする。

附則第9項中「附則第9項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項中「附則第10項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第9項とし、附則中第11項を第10項とし、第12項を第11項とする。

附則第13項中「附則第11項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第12項とし、附則中第14項を第13項とし、第15項を第14項とする。

附則第16項中「附則第14項の表」を「附則第13項の表」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第17項中「附則第14項の表」を「附則第13項の表」に改め、同項を附則第16項とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。ただし、第2条及び第5条の規定は、令和8年1月1日から施行し、第3条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 この条例による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（以下「特別職給与条例」という。）の規定に基づいて、令和7年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、この条例による改正後の特別職給与条例の規定による

給与の内払とみなす。

「揭示済」

亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第34号

亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

【別表第1 省略】

第2条 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第3条第2項」を「次条第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 前各号に掲げるもののほか、職員が給与からの控除を申し出たものであって、市長が定めるもの

第12条第1項第2号中「職員（）」の次に「自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び」を加え、同条第2項第1号中「次項」を「第4項」に改め、同項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同条中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第3項中「前項第2号」を「第2項第2号」に、「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号及び第3号に掲げる職員で、通勤のために駐車場を利用し、当該駐車場の利用に係る料金（以下「駐車料金」という。）を負担することを常例とするものに対しては、前項第2号及び第3号に定める額に加算して当該駐車場の1箇月当たりの

駐車料金の額に相当する額（その額が5,000円を超えるときは、5,000円）の通勤手当を支給する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改め、同条第3項中「扶養手当の月額並びにこれらに」を「これに」に改める。

別表第2中

「

- | |
|----------------------------------------------------------|
| (1) 係長の職務又はこれに相当する職務で規則で定める職務 |
| (2) 困難な業務を処理する主任の職務又は困難な業務を処理する主任と同等の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 |

」を

「

| |
|---------------------------|
| 係長の職務又はこれに相当する職務で規則で定める職務 |
|---------------------------|

」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（亀岡市一般職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、前項の規定にかかわらず、令和7年4月1日から適用する。

(最高の号給を超える職員の号給等の調整)

3 第1条の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、改正後の給与条例別表第1に定める職務の級の最高の号給を超える職員の施行日における号給及び給料月額は、当該最高の号給の額との権衡を考慮して別に定める。

(給与の内払)

4 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(国の例引用)

5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し疑義が生じた場合は、国の例による。

「揭示済」

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第35号

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年亀岡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第6条中「場合において、」の次に「同条例」を加える。

第26条中「第27条」を「次条」に改める。

第30条第2項中「第12条第3項から第6項まで」を「第12条第3項から第7項まで」に改める。

第32条中「第26条第1項」を「第26条」に改める。

別表第1を次のように改める。

【別表第1 省略】

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、第30条第2項の改正規定は、令和8年4月1日から施行すること。

（給与の内払）

2 この条例による改正後の亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、この条例による改正前の亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

「揭示済」

かめおか防災広場設置条例をここに公布する。

令和7年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第36号

かめおか防災広場設置条例

（設置）

第1条 大規模災害が発生した場合の地域防災拠点、救助物資等の集積拠点及び緊急避難場所とするため、かめおか防災広場（以下「防災広場」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 防災広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 かめおか防災広場
位 置 亀岡市余部町天神又2番地

（管理）

第3条 防災広場は、常に良好な状態において管理し、効率的に運営しなければならない。

（禁止行為）

第4条 防災広場においては、次に掲げる行為

をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害すること。
- (2) 施設又は附帯設備を毀損し、汚損し、若しくは滅失すること。
- (3) 土地の形質又は物件等の位置若しくは構造を変更し、又は損壊すること。
- (4) ごみその他の汚物を捨てること。
- (5) その他防災広場の管理に支障がある行為をすること。

(使用料)

第5条 防災広場の使用料は、無料とする。

(使用の許可)

第6条 防災広場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。当該使用許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、使用目的が防災広場の設置目的に資する事業に限り、使用を許可することができる。

3 市長は、使用を許可する場合において、防災広場の管理上必要な条件を付すことができる。

(使用許可の制限)

第7条 市長は、防災広場を使用しようとする者が第4条に掲げる禁止行為を行うおそれがあるときは、使用を許可しないことができる。

(使用許可の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、いつでも使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用の目的を変更したとき。
- (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 災害その他不可抗力の事由によって防災

広場の使用ができなくなったとき。

- (5) 規則で定める事項を遵守しないとき。
- (6) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。

(使用者の管理義務)

第9条 使用者は、使用期間中その使用に係る施設及び附帯設備を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(目的外使用)

第10条 防災広場は、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用することができない。ただし、使用が防災広場の管理に支障がないと認められる場合で、特に市長が認めたときは、この限りでない。

(目的外使用料)

第11条 目的外使用の許可を受けて防災広場の一部を使用する者(以下「目的外使用者」という。)は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。

2 目的外使用料は、別表に掲げる額の範囲内において、市長が定める額とする。

(目的外使用料の減免)

第12条 市長は、特に必要があると認めるときは、目的外使用料を減額し、又は免除することができる。

(目的外使用料の不還付)

第13条 既納の目的外使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(市の免責)

第14条 使用者又は目的外使用者において、防災広場の使用又はこの条例の規定に基づく処分により損害を生じた場合は、市は、一切その責めに任じないものとする。

(損害賠償)

第15条 使用者又は目的外使用者は、防災広場の施設又は附帯設備を毀損し、汚損し、又

は滅失したときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が損害額を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【別表 省略】

「揭示済」

亀岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和7年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第37号

亀岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、本市の区域内における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「乳児等通園支援事業基準」という。）で使用する用語の例による。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 最低基準は、次条に定めるもののほか、乳児等通園支援事業基準の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 乳児等通園支援事業者等は、次のいずれかに該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に規定する暴力団員等

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市立保育所条例及び亀岡市立認定こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第38号

亀岡市立保育所条例及び亀岡市立認定こども園条例の一部を改正する条例

(亀岡市立保育所条例の一部改正)

第1条 亀岡市立保育所条例(昭和30年亀岡市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。

(4) 乳児等通園支援事業

第4条第2項中「前項第1号から第3号まで」を「前項」に改める。

(亀岡市立認定こども園条例の一部改正)

第2条 亀岡市立認定こども園条例(令和元年亀岡市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次の1号を加える。

(3) 乳児等通園支援事業

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第39号

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年亀岡市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第26条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加える。

(亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年亀岡市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第18条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に

掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

| | |
|------------------------------------------|--------------------------------------|
| 児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断 | 利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断 |
| 乳幼児に対する健康診査 | 利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断 |

第24条第2項中「修了した保育士」の次に「（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））」を加える。

第30条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。））」を加える。

第32条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。））」を加える。

第45条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。））」を加える。

第48条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。））」を加える。

附則第8条中「この条において」を削る。

附則第9条に次の1項を加える。

2 認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等についての前項の規定の適用については、同項中「除く。）」とあるのは、「除く。）」又は当該小規模保育事業所A型等が所在する認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」とする。

（亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「保育士」の次に「（法第18条の27第1項に規定する認定地方公

共同体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士)」を加える。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 2 亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和6年亀岡市条例第33号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この条例による改正後の亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)」を「亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に改め、「新条例」を「同条例」に改める。

附則第3項中「新条例」を「亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に改める。

「揭示済」

亀岡市自然環境を重視した食と農のまちづくり条例をここに公布する。

令和7年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第40号

亀岡市自然環境を重視した食と農のまちづくり条例

亀岡市は、古くから都を支える「京都の穀倉地」として、また、京野菜の主要産地として位置づけられている。さらに近年は農業分野での環境負荷の低減を目的として、有機農業の推進に取り組んでいる。

地域ぐるみで有機農業に取り組むため「オーガニックビレッジ宣言」を行い、生産者の育成や有機農産物の販路拡大、学校給食への導入など、生産から消費までの食料システム全体を範囲とした施策を実施するなかで、農業だけではなく、その根底にある「食」をどのように捉えるかが、重要な視点となっている。

また、本市は、世界に誇れる環境先進都市を目指し、幅広い取組を行っている。使い捨てプラスチック問題では、全国初となる亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例を制定するなど、市内外から多くの注目を集めている。

こうした経過も踏まえ、次世代を担う子どもたちに本市の豊かな自然や環境、連綿と続く食と農を継承していくために、環境負荷を低減する農業や地産地消の普及、食育の積極的な推進を図ることを目的として、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、自然環境を重視した食と農によるまちづくりの基本理念を定め、市の責務並びに市民及び団体の役割を明らかにすることで、本市の豊かな自然や環境に育まれた食と農を次世代に継承していくことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる

用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (2) 団体 市内において事業活動、市民活動その他の活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 市は、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 食と農の分野において環境への負荷を可能な限り低減する取組を実践することにより、将来にわたり持続可能なまちを次世代に継承すること。
- (2) 食育等を通じて、食と農における環境負荷の低減に主体的に取り組む人を育てること。
- (3) 環境、社会及び経済のバランスが保たれ、多様なあり方を包摂する地域社会を構築すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念に基づき、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 環境への負荷を可能な限り低減し、将来にわたり持続可能なまちを次世代に継承する施策であって、次に掲げるもの
 - ア 地域資源を活かし、地域内での資源循環及び経済循環を核とする新たな価値を創出すること。
 - イ 地産地消による地域内循環を促進するとともに、有機農業等の環境に配慮した農法を奨励すること。
 - ウ 給食を始めとして市が調達する食材等について、環境負荷の低い食材等の優先的な導入に努めること。
 - エ 環境負荷の低減や地産地消の普及等により、食を通じた心身の健康づくりに努めること。
- (2) 食農教育や農業体験等食育を通じて、食

と農における環境負荷の低減に主体的に取り組む人を育てる施策であって、次に掲げるもの

- ア 持続可能な食と農によるまちづくりに関する人材を育てる機会を設けること。
- イ ふるさとの自然に誇りと愛着を持つ市民を育むこと。

(3) 食と農への多様な関わり方を認め合い、環境、社会及び経済のバランスが保たれるまちを構築する施策であって、次に掲げるもの

- ア 多様な暮らし方及び働き方に資するための環境を整備すること。
- イ 市内外の多様な主体との連携を推進すること。
- ウ 有機農産物を活用して食の多様性を推進する取組を支援すること。

2 市は、食と農によるまちづくりを推進するに当たり、情報を発信するとともに、市民及び団体から広く意見を聴取し、施策に反映するよう努めるものとする。

(市民及び団体の役割)

第5条 市民及び団体は、食と農によるまちづくりへの理解を深め、市の施策に協力するとともに、他の市民又は団体と協力して、食と農によるまちづくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市水道事業給水条例及び亀岡市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第41号

亀岡市水道事業給水条例及び亀岡市下水道条例の一部を改正する条例

(亀岡市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 亀岡市水道事業給水条例(平成29年亀岡市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。)又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第27条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

第46条第1項第2号中「第47条」を「次条」に改める。

(亀岡市下水道条例の一部改正)

第2条 亀岡市下水道条例(昭和57年亀岡市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含

む。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第29条第1項中「第30条」を「次条」に改める。

第31条第2項中「第30条」を「前条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第42号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年亀岡市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「560,000円」を「568,000円」に「490,000円」を「497,000円」に「440,000円」を「446,000円」に改める。

第5条第2項中「12月に支給する場合に

においては100分の172.5」を「12月に支給する場合においては100分の177.5」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「100分の175」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(期末手当の内払)

2 この条例による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて、令和7年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、この条例による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

「揭示済」

亀岡市議会ハラスメント防止条例をここに公布する。

令和7年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第43号

亀岡市議会ハラスメント防止条例

(目的)

第1条 この条例は、議員間又は議員と職員との間におけるハラスメントの防止及び排除のために必要な事項を定め、良好な職務環境を確保することで、市政の効率的運用に寄与し、もって信頼される議会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる行為であって、人権侵害のおそれのあるもの又は個人の職務環境を害するものをいう。

- (1) 言葉等により、相手を傷つける行為、苦痛を与える行為、不快にさせる行為又は不利益を与える行為
- (2) 社会的又は性的な差別により、相手に精神的な苦痛を与える行為
- (3) 職務上の地位、役職等の優位性を背景に、適正な職権の範囲を超えて、相手に精神的な苦痛を与える行為
- (4) 性的指向、性自認等の望まない情報の暴露により、プライバシーを侵害し、相手を傷つける行為

2 この条例において「職員」とは、市長、副市長、病院事業管理者、教育長及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の者をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、議員間又は議員と職員との間において生じたハラスメントについて適用する。

(議長等の責務)

第4条 議長は、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、第7条の申出があったときは、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 議長は、ハラスメントに関する相談に的確に対応するため、必要な相談体制の整備に努めるものとする。

(議長の職務代行)

第5条 議長が第7条の申出の対象となったときは副議長が、議長及び副議長がともに同条の申出の対象となったときは議会運営委員長がこの条例に規定する議長の職務を行うものとする。

(議員の責務)

第6条 議員は、市民の代表として常に高い倫理観を持ち、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

2 議員は、ハラスメントが行為者の意図とは関係なく生じ得ること及び議員と職員とが特殊な関係にあることを自覚し、他の議員及び職員を個人として尊重することを通じて、誠実かつ公正な活動に努めなければならない。

3 議員は、自身によるハラスメントがあったと疑われたときは、自ら誠実な態度をもって事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。

(相談及び苦情の申出)

第7条 議員又は職員は、議員からハラスメントによる被害を受け、又はその事実があると思料するときは、議長に対し、ハラスメントに関する相談又は苦情を書面又は口頭により申し出ることができる。

(有識者からの意見聴取)

第8条 議長は、前条の申出があったときは、速やかに当該申出に係る事実関係の調査及び確認を行うものとする。

2 議長は、ハラスメントを防止するための措置及び前項の申出に係る事実関係の調査並びに確認を行うため必要があると認めるときは、亀岡市議会ハラスメント審査会(以下「審査会」という。)を設置することができる。

3 前項に定めるもののほか、審査会に関し必

要な事項については、議長が別に定める。

(公表等)

第9条 議長は、議員によるハラスメントがあったことを確認したときは、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表等必要な措置を講じなければならない。

2 議長は、前項の規定による措置を講ずるに当たっては、あらかじめ、議会運営委員会において協議するものとする。

(守秘義務)

第10条 議員及び職員は、ハラスメントの当事者のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(研修等)

第11条 議長は、ハラスメントの防止及び排除を図るために必要な研修等の実施に努めなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

「揭示済」

規則

期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第39号

期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和52年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「100分の210」を「100分の212.5」に、「100分の250」を「100分の252.5」に改め、同条第2項第1号中「100分の42」を「100分の43」に、「100分の50」を「100分の51」に改め、同項第2号中「100分の63」を「100分の64.5」に、「100分の75」を「100分の76.5」に改め、同項第3号中「100分の73.5」を「100分の75.25」に、「100分の87.5」を「100分の89.25」に改め、同項第4号中「100分の84」を「100分の86」に、「100分の100」を「100分の102」に改め、同項第5号中「100分の94.5」を「100分の96.75」に、「100分の112.5」を「100分の114.75」に改める。

第8条の2第1項中「100分の100」を「100分の102.5」に、「100分

の120」を「100分の122.5」に改め、同条第2項第1号中「100分の20」を「100分の21」に、「100分の24」を「100分の25」に改め、同項第2号中「100分の30」を「100分の31.5」に、「100分の36」を「100分の37.5」に改め、同項第3号中「100分の35」を「100分の36.75」に、「100分の42」を「100分の43.75」に改め、同項第4号中「100分の40」を「100分の42」に、「100分の48」を「100分の50」に改め、同項第5号中「100分の45」を「100分の47.25」に、「100分の54」を「100分の56.25」に改める。

第2条 期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「100分の43」を「100分の42.5」に、「100分の51」を「100分の50.5」に改め、同項第2号中「100分の64.5」を「100分の63.75」に、「100分の76.5」を「100分の75.75」に改め、同項第3号中「100分の75.25」を「100分の74.375」に、「100分の89.25」を「100分の88.375」に改め、同項第4号中「100分の86」を「100分の85」に、「100分の102」を「100分の101」に改め、同項第5号中「100分の96.75」を「100分の95.625」に、「100分の114.75」を「100分の113.625」に改める。

第8条の2第2項第1号中「100分の21」を「100分の20.5」に、「100分の25」を「100分の24.5」に改め、同項第2号中「100分

の31.5」を「100分の30.75」に、「100分の37.5」を「100分の36.75」に改め、同項第3号中「100分の36.75」を「100分の35.875」に、「100分の43.75」を「100分の42.875」に改め、同項第4号中「100分の42」を「100分の41」に、「100分の50」を「100分の49」に改め、同項第5号中「100分の47.25」を「100分の46.125」に、「100分の56.25」を「100分の55.125」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

「揭示済」

かめおか防災広場設置条例施行規則をここに公布する。

令和7年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第40号

かめおか防災広場設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、かめおか防災広場設置条

例（令和7年亀岡市条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定によりかめおか防災広場（以下「防災広場」という。）の使用の許可を受けようとする者は、かめおか防災広場使用許可申請書（別記第1号様式。以下「使用許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の使用許可申請書の提出期間は、使用しようとする日前2月から14日までの期間とする。ただし、やむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

(使用の許可)

第3条 市長は、条例第6条第2項に規定する防災広場の使用の許可（以下「使用許可」という。）をするときには、かめおか防災広場使用許可書（別記第2号様式。以下「使用許可書」という。）を前条に規定する申請をした者に対し交付するものとする。

2 前項の規定により使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、市長から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(使用許可内容の変更)

第4条 使用者は、使用許可を受けた内容を変更しようとする場合は、かめおか防災広場使用許可内容変更申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容について承認の可否を決定し、かめおか防災広場使用許可内容変更承認可否通知書（別記第4号様式）を当該申請をした者に対し交付するものとする。

(申出による使用許可の取消し)

第5条 使用者は、自らの都合により使用許可

の取消しを受けようとするときは、かめおか防災広場使用許可取消届（別記第5号様式）に第3条第1項の規定により交付された使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請について承認するときは、かめおか防災広場使用許可取消承認通知書（別記第6号様式）を当該申請をした者に対し交付するものとする。

（目的外使用許可の申請）

第6条 条例第10条の規定により防災広場の目的外使用の許可を受けようとする者は、かめおか防災広場目的外使用許可申請書（別記第7号様式。以下「目的外使用許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の目的外使用許可申請書の提出期間は、使用しようとする日前2月から14日までの期間とする。ただし、やむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

（目的外使用の許可）

第7条 市長は、条例第10条の規定に基づき防災広場の目的外使用の許可（以下「目的外使用許可」という。）をするときは、目的外使用料の納付があった後、かめおか防災広場目的外使用許可書（別記第8号様式。以下「目的外使用許可書」という。）を前条に規定する申請をした者に対し交付するものとする。

- 2 前項の規定により目的外使用許可書の交付を受けた者（以下「目的外使用者」という。）は、市長から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

（目的外使用許可内容の変更）

第8条 目的外使用者は、目的外使用許可を受けた内容を変更しようとする場合は、かめおか防災広場目的外使用許可内容変更申請書（別記第9号様式）を市長に提出しなければ

ならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容について承認の可否を決定し、かめおか防災広場目的外使用許可内容変更承認可否通知書（別記第10号様式）を当該申請をした者に対し交付するものとする。

（申出による目的外使用許可の取消し）

第9条 目的外使用者は、自らの都合により目的外使用許可の取消しを受けようとするときは、かめおか防災広場目的外使用許可取消届（別記第11号様式）に第7条第1項の規定により交付された目的外使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請について承認するときは、かめおか防災広場目的外使用許可取消承認通知書（別記第12号様式）を当該申請をした者に対し交付するものとする。

（使用許可の順位）

第10条 使用許可及び目的外使用許可の順位は、使用許可申請書又は目的外使用許可申請書を受理した順による。ただし、市長が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用上の遵守事項）

第11条 条例第8条第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 災害対策の措置が講じられたときは、直ちに利用を中止すること。
- (2) 条例第4条各号に規定する行為を行わないこと。
- (3) 使用後は環境美化に努め、ごみ等を持ち帰ること。
- (4) その他防災広場を保全し、他人の迷惑にならないようにするため、市長が指示する事項に従うこと。

（目的外使用料の納入）

第12条 第7条の規定により防災広場の目的外使用許可を受ける者は、目的外使用料の全

額を一括して当該使用期間の開始日前7日までに納入しなければならない。ただし、特に市長が認めるもの並びに条例別表備考に規定する電気、水道及び下水道の使用料については、この限りでない。

(目的外使用料の減免)

第13条 条例第12条の規定により目的外使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用する場合
全額
- (2) 他の地方公共団体又はその他の公共団体において、公用若しくは公共用に供する使用であって、特に必要があると認める場合
目的外使用許可ごとに市長が定める額
- (3) 前2号に定める場合のほか、公益上特に必要があると認める場合
目的外使用許可ごとに市長が定める額

2 前項の規定により目的外使用料の減額又は免除を受けようとする者は、かめおか防災広場目的外使用料減免申請書(別記第13号様式)を目的外使用許可申請書に添付しなければならない。

(目的外使用料の還付)

第14条 条例第13条ただし書の規定により目的外使用料を還付する場合は、次のとおりとする。

- (1) 市において公用又は公共用に供する必要が生じ、その使用の許可を取り消し、又はその使用を停止したとき。
- (2) 目的外使用者の申請により使用の中止を認めるとき。
- (3) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用の開始又は継続ができなくなったとき。

2 前項の規定により還付することができる目的外使用料の額は、使用許可期間の残存期間

の目的外使用料に相当する額とする。

(施設の破損等の届出)

第15条 使用者又は目的外使用者は、防災広場の施設又は附帯設備等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市乳児等通園支援事業の実施に関する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第41号

亀岡市乳児等通園支援事業の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、本市が実施する児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第1項に規定する乳児等通園支援事業(以下「事業」という。)の実施並びに亀岡市立保育所条例(昭和30年亀岡市条例第

51号)第4条第2項及び亀岡市立認定こども園条例(令和元年亀岡市条例第53号)第6条第2項の規定に基づく事業の利用料(以下「利用料」という。)の徴収について、必要な事項を定めるものとする。

(実施園)

第2条 事業は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第7条第4項に規定する教育・保育施設、児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所、企業主導型保育事業所(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第1条に規定する施設をいう。)及び認可外保育施設(児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づく届出をした施設をいう。)のうち、市長が定める施設(以下「実施園」という。)において実施する。

(対象となる子ども)

第3条 事業を利用することができる子どもは、次の各号のいずれにも該当し、市長が別定める方法により利用の認定を受けた子ども(以下「認定子ども」という。)とする。

- (1) 市内に住所又は居所を有すること。
- (2) 事業を利用する日において、0歳6か月以上満3歳未満であること。
- (3) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育(同法第7条第4項に規定する幼稚園を除く。)、同法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業又は企業主導型保育事業(企業主導型保育事業等の実施について(令和5年6月27日付こ成保第70号こども家庭庁成育局長通知)別添企業主導型保育事業費補助金実施要綱第2の2(3)に規定する企業主導型保育事業(施設利用給付費)をいう。)を利用していないこと。

(実施日及び実施時間)

第4条 事業を実施する日及び時間は、市長が

別に定めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めるときは、事業を実施する日若しくは時間を変更し、又は事業の実施を中止することができる。

(利用の予約)

第5条 事業の利用を希望する認定子どもの保護者は、利用を希望する実施園を指定して、利用の予約を行わなければならない。

- 2 前項の予約は、市長が別に定める方法により行うものとする。

(利用可能時間)

第6条 認定子どもが事業を利用することができる時間は、認定子ども1人につき月10時間を上限とする。

(利用料の負担)

第7条 利用料は、認定子ども1人につき1時間当たり300円以内とする。

- 2 認定子どもの保護者は、市長が発行する納入通知書その他市長が定める方法により事業を利用した日に納付しなければならない。

(利用料の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、利用料を減免することができる。

- 2 前項の規定により利用料の減免を受けようとする認定子どもの保護者は、市長が別定める方法により、市長に申請しなければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の施行のために必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第186号

亀岡市小規模修繕工事希望者登録制度実施要綱（平成22年亀岡市告示第60号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条中「500,000円」を「1,000,000円」に改める。

第4条第1項中「亀岡市小規模修繕工事希望者登録申請書（別記第1号様式）」を「申請書等」に改め、同条第2項中「受付場所へ直接持参するものとし、郵送、電子メール等による申請は受理しない」を「市長が認める方法で提出するものとする」に改める。

第6条ただし書を次のように改める。

ただし、追加申請は随時受け付けるものとする。

第9条中「亀岡市小規模修繕工事希望者登録変更・廃止届（別記第2号様式）」を「変更・廃止届等」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第187号

亀岡市長 桂川孝裕

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和7年12月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 事業所番号
2671600464
- 2 事業者の名称
特定非営利活動法人ウエルス
- 3 事業所の名称
指定居宅介護支援事業所きずな
- 4 事業所の所在地
亀岡市篠町馬堀駅前2丁目4-3
WEST VALLEY KYOTO馬堀102号
- 5 サービスの種類
居宅介護支援
- 6 廃止年月日
令和7年12月31日

「揭示済」

亀岡市告示第188号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項及び第79条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和7年12月1日

- 1 申請者の名称
合同会社Liber Axio
- 2 事業所番号
2671600811
- 3 事業所の名称
居宅介護支援事業所そらいろ
- 4 事業所の所在地
亀岡市篠町馬堀駅前2丁目4-3
WEST VALLEY KYOTO馬堀102号
- 5 サービスの種類
居宅介護支援
- 6 指定年月日
令和8年1月1日

「揭示済」

亀岡市告示第189号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年12月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

| | 送達する書類 | | | 送達を受けるべき者 | |
|----|----------|--------------|---------|-----------|-----|
| | | | | 住 所 | 氏 名 |
| 1 | 更正・決定通知書 | 令和7年度 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 2 | 更正・決定通知書 | 令和7年度 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 3 | 督促状 | 令和7年度 第5期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 4 | 更正・決定通知書 | 令和7年度 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 5 | 督促状 | 令和7年度 第5期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 6 | 督促状 | 令和7年度 第5期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 7 | 督促状 | 令和7年度 第5期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 8 | 督促状 | 令和7年度 第5期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 9 | 督促状 | 令和7年度 第5期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 10 | 督促状 | 令和7年度 第5期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 11 | 督促状 | 令和7年度 第5期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 12 | 督促状 | 令和7年度 第5期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 13 | 督促状 | 令和7年度 第5期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 14 | 督促状 | 令和7年度 第5期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 15 | 督促状 | 令和7年度 第5期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 16 | 督促状 | 令和7年度 第5期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |

| | | | | | |
|----|-----|--------------|---------|----|----|
| 17 | 督促状 | 令和7年度 第5期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 18 | 督促状 | 令和7年度 第5期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 19 | 督促状 | 令和7年度 第5期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 20 | 督促状 | 令和7年度 第5期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 21 | 督促状 | 令和7年度 第5期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 22 | 督促状 | 令和7年度 第5期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 23 | 督促状 | 令和7年度 第5期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 24 | 督促状 | 令和7年度 第5期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 25 | 督促状 | 令和7年度 第5期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 26 | 督促状 | 令和7年度 第5期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 27 | 督促状 | 令和7年度 第5期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 28 | 督促状 | 令和7年度 第5期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 29 | 督促状 | 令和7年度 第5期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 30 | 督促状 | 令和7年度 第5期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 31 | 督促状 | 令和7年度 第5期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第190号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年12月16日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和7年度介護保険料督促状 第5期分

2 送達を受けるべき者

| | 住所 | 氏名 |
|---|----|----|
| 1 | 省略 | 省略 |
| 2 | 省略 | 省略 |
| 3 | 省略 | 省略 |
| 4 | 省略 | 省略 |
| 5 | 省略 | 省略 |
| 6 | 省略 | 省略 |
| 7 | 省略 | 省略 |
| 8 | 省略 | 省略 |
| 9 | 省略 | 省略 |

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第191号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年12月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 都市計画の種類

南丹都市計画生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

亀岡市篠町篠芦原

亀岡市篠町篠下長尾

亀岡市篠町篠牧田

亀岡市篠町篠松ヶ池

亀岡市曾我部町寺杉ノ本

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第192号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年12月19日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
令和7年度 市民税・府民税・森林環境税
税額変更通知書
- 2 送達を受けるべき者
住 所 省略
氏 名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法
第20条の2第3項の規定により、告示の日
から起算して7日を経過した時点で書類の送
達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第193号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在不明又は外国においてすべき送達が困難であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年12月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

| | 送達する書類 | 送達を受けるべき者 | |
|----|------------------------|-----------|--------|
| | | 住所 | 氏名又は名称 |
| 1 | 令和7年度 督促状 市府民税 第3期 | 省略 | 省略 |
| 2 | 令和7年度 督促状 市府民税 第3期 | 省略 | 省略 |
| 3 | 令和7年度 督促状 固定資産税 第4期 | 省略 | 省略 |
| 4 | 令和7年度 督促状 固定資産税 第4期 | 省略 | 省略 |
| 5 | 令和7年度 督促状 固定資産税 第4期 | 省略 | 省略 |
| 6 | 令和7年度 督促状 固定資産税 第4期 | 省略 | 省略 |
| 7 | 令和7年度 督促状 固定資産税 第4期 | 省略 | 省略 |
| 8 | 令和7年度 督促状 固定資産税 第4期 | 省略 | 省略 |
| 9 | 令和7年度 督促状 固定資産税 第4期 | 省略 | 省略 |
| 10 | 令和7年度 督促状 固定資産税 第4期 | 省略 | 省略 |
| 11 | 令和7年度 督促状 固定資産税 第4期 | 省略 | 省略 |
| 12 | 令和7年度 督促状 固定資産税 第4期 | 省略 | 省略 |
| 13 | 令和7年度 督促状 固定資産税 第4期 | 省略 | 省略 |
| 14 | 令和7年度 督促状 固定資産税 第4期 | 省略 | 省略 |
| 15 | 令和7年度 督促状 固定資産税 第4期 | 省略 | 省略 |
| 16 | 令和7年度 督促状 固定資産税 第4期 | 省略 | 省略 |
| 17 | 令和7年度 督促状 固定資産税 第4期 | 省略 | 省略 |
| 18 | 令和7年度 督促状 固定資産税 第4期 | 省略 | 省略 |

| | | | |
|----|--------------------------|----|----|
| 19 | 令和7年度 督促状 固定資産税 第4期 | 省略 | 省略 |
| 20 | 令和7年度 督促状 固定資産税 第4期 | 省略 | 省略 |
| 21 | 令和7年度 督促状 固定資産税 第4期 | 省略 | 省略 |
| 22 | 令和7年度 督促状 固定資産税 第4期 | 省略 | 省略 |
| 23 | 令和7年度 督促状 固定資産税 第4期 | 省略 | 省略 |
| 24 | 令和7年度 督促状 固定資産税 第4期 | 省略 | 省略 |
| 25 | 令和7年度 督促状 固定資産税 第4期 | 省略 | 省略 |
| 26 | 令和7年度 督促状 軽自動車税 (種別割) | 省略 | 省略 |
| 27 | 令和7年度 督促状 軽自動車税 (種別割) | 省略 | 省略 |
| 28 | 令和7年度 督促状 軽自動車税 (種別割) | 省略 | 省略 |
| 29 | 令和7年度 督促状 軽自動車税 (種別割) | 省略 | 省略 |
| 30 | 令和7年度 督促状 軽自動車税 (種別割) | 省略 | 省略 |
| 31 | 令和7年度 督促状 軽自動車税 (種別割) | 省略 | 省略 |
| 32 | 令和7年度 督促状 軽自動車税 (種別割) | 省略 | 省略 |
| 33 | 令和7年度 督促状 軽自動車税 (種別割) | 省略 | 省略 |
| 34 | 令和7年度 督促状 軽自動車税 (種別割) | 省略 | 省略 |
| 35 | 令和7年度 督促状 軽自動車税 (種別割) | 省略 | 省略 |
| 36 | 令和7年度 督促状 軽自動車税 (種別割) | 省略 | 省略 |
| 37 | 令和7年度 督促状 軽自動車税 (種別割) | 省略 | 省略 |
| 38 | 令和7年度 督促状 軽自動車税 (種別割) | 省略 | 省略 |
| 39 | 令和7年度 督促状 軽自動車税 (種別割) | 省略 | 省略 |
| 40 | 令和7年度 督促状 軽自動車税 (種別割) | 省略 | 省略 |

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第194号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年12月24日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和7年度介護保険料督促状 第5期分

2 送達を受けるべき者

住所 省略

氏名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第195号

亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年亀岡市条例第4号）第3条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和7年12月26日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
川の駅・亀岡水辺公園
- 2 指定管理者となる団体の名称
保津川遊船企業組合
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から
令和12年3月31日まで

「揭示済」

訓令

亀岡市訓令第10号

庁中一般

亀岡市職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令

亀岡市職員の人事評価実施規程（令和2年亀岡市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、業績評価及び総合評価を、人事評価シート」を「及び業績評価を市長が別に定める方法」に改め、同条第3号中「職員があらかじめ設定した業務目標の達成度その他設定目標以外の取組により、その」を「評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職員の」に改め、同条第4号及び第5号を削る。

第4条を次のように改める。

（評価者）

第4条 人事評価の評価者は、市長が別に定めるものとする。

第5条中「1次評価者、2次評価者及び被評価者」を「職員」に改める。

第6条中「評価期間」を「人事評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）」に改め、同条第3号を削る。

第7条を次のように改める。

（人事評価における評語の付与等）

第7条 能力評価及び業績評価に当たっては評価項目ごとに、評価の結果を表示する記号（以下「評語」という。）を付すものとする。

2 評語は、6段階とする。

3 評価に当たっては、必要に応じ評語を付した理由その他参考となるべき事項を記載するものとする。

第8条から第11条までを削る。

第12条の見出し中「人事評価シート」を「人事評価結果」に改め、同条中「人事評価シート」を「人事評価の結果」に改め、同条を第8条とする。

第13条第2項を削り、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（苦情への対応）

第10条 市長は、評価に関する被評価者の苦情に対応するため、苦情相談及び苦情処理の手続を設けるものとする。

2 苦情への対応は、職員の申出に基づき、市長公室長及び人事課長が行う。

3 市長は、職員が苦情の申出をしたことを理由に、当該職員に対して不利益な取扱いをしてはならない。

4 苦情相談又は苦情処理に関わった職員は、苦情の申出のあった事実及び当該内容その他苦情相談又は苦情処理に関し職務上知ることのできた秘密を保持しなければならない。その職を退いた後も、同様とする。

第14条を削り、第15条を第11条とする。

附 則

この訓令は、令和7年12月1日から施行する。

公 告

亀岡市公告第126号

亀岡市立学校における外国語指導助手（ALT）配置協力・管理業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和7年12月8日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

亀岡市立学校における外国語指導助手（ALT）配置協力・管理業務

(2) 業務内容

交流相手先自治体（フィリピン共和国セブ州ラプラプ市）から亀岡市で任用するALT候補者を斡旋し、その任用にかかる支援及び任用後の学校教育に関する指導、生活サポートなど総合的に支援するものである。

(3) 業務期間

契約日から令和11年3月31日まで

(4) 見積限度額

36,300,000円

（消費税及び地方消費税を含む。）

2 その他

詳細は、亀岡市立学校における外国語指導助手（ALT）配置協力・管理業務公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第127号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年12月11日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | | |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| (1) 工事番号 | 7道舗改第2号 | | |
| (2) 工事名 | 市道中矢田篠線舗装改良工事 | | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市西つつじヶ丘地内外 | | |
| (4) 工事種別 | 舗装工事 | | |
| (5) 工事概要 | 工事総延長 L = 395.0m (1工区:L=285.0m 2工区:L=110.0m) 切削オーバーレイ工 (再生密粒度As t=5cm) A = 2,160㎡ 区画線工 溶融式区画線 L = 961.0m | | |
| (6) 予定価格 (税込) | 19,323,700円 【入札書比較価格 (税抜) 17,567,000円】 | | |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から令和8年3月13日まで | | |
| (8) 部分払 | 無 | | |
| (9) 前金払 | 有 (原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。) | | |
| (10) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上 (変更工期を含む。) で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。(中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要) | | |
| (11) 最低制限価格 | 採用 | | |
| (12) 入札保証金 | 免除 | | |
| (13) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社 (公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和27年法律第184号) 第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。) の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工 | | |

事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
 （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した舗装工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件、単価契約案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の舗装工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
 ※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めない。

4 入札手続等

| 手 続 等 | 期 間 ・ 期 日 ・ 期 限 等 | 手 続 の 方 法 等 |
|-------------------|----------------------------------------------------|-------------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 令和7年12月11日（木） 午後3時から | 共通事項2のとおり |
| 設計図書等の閲覧期間 | 令和7年12月11日（木） 午後3時から | 共通事項2のとおり |
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 令和7年12月22日（月） 午前9時から 令和7年12月23日（火） 午後4時まで | 共通事項3のとおり |
| 入札参加確認通知の送付 | 令和7年12月24日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知 | 共通事項3のとおり |

| | | |
|-------|------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 質疑の受付 | 申請書等に関する質問 令和7年12月19日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年12月24日（水）午後3時まで | 共通事項5のとおり |
| 質疑の回答 | 申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年12月25日（木）午後5時まで | 共通事項5のとおり |
| 入札期間 | 令和8年1月7日（水） 午前9時から 令和8年1月8日（木） 午後3時まで | 共通事項6のとおり |
| 開札日時 | 令和8年1月9日（金） 午前11時 | 電子入札システムによる |

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

紙による提出は、閉庁日及び閉庁時間は受け付けない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課 (電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第128号

令和8年度亀岡市ふるさと納税プロモーション業務及び令和8年度亀岡市地域資源を核としたシティプロモーション業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和7年12月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

ア 令和8年度亀岡市ふるさと納税プロモーション業務

イ 令和8年度亀岡市地域資源を核としたシティプロモーション業務

(2) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで(両業務ともに)

(3) 見積額

ア ふるさと納税プロモーション業務

寄附受入目標金額×1.0%

寄附受入目標金額×0.5% ※45億円超の場合、上記に加算する。

イ 地域資源を核としたシティプロモーション業務

30,000千円 ※見積限度額

※いずれも消費税及び地方消費税を除く。

2 その他

企画提案書の提出については、両業務ともに行うことができる。

詳細は、令和8年度亀岡市ふるさと納税プロモーション業務に係る公募型プロポーザル実施要領及び令和8年度亀岡市地域資源を核としたシティプロモーション業務に係る公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第129号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年12月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------|------|-----------|--------|-----|--|--------|-----|--|--------|-----|
| (1) 工事番号 | 水配替第9号 | | | | | | | | | | | | |
| (2) 工事名 | 消火栓補強工事及び仕切弁室等更新工事 | | | | | | | | | | | | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市篠町地内外 | | | | | | | | | | | | |
| (4) 工事種別 | 水道施設工事 | | | | | | | | | | | | |
| (5) 工事概要 | <table border="0"> <tr> <td>消火栓補強工事</td> <td>補強金具取付</td> <td>13箇所</td> </tr> <tr> <td>仕切弁室等更新工事</td> <td>仕切弁室取替</td> <td>4箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消火栓室取替</td> <td>3箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空気弁室取替</td> <td>1箇所</td> </tr> </table> | 消火栓補強工事 | 補強金具取付 | 13箇所 | 仕切弁室等更新工事 | 仕切弁室取替 | 4箇所 | | 消火栓室取替 | 3箇所 | | 空気弁室取替 | 1箇所 |
| 消火栓補強工事 | 補強金具取付 | 13箇所 | | | | | | | | | | | |
| 仕切弁室等更新工事 | 仕切弁室取替 | 4箇所 | | | | | | | | | | | |
| | 消火栓室取替 | 3箇所 | | | | | | | | | | | |
| | 空気弁室取替 | 1箇所 | | | | | | | | | | | |
| (6) 予定価格（税込） | 5,379,000円 | | | | | | | | | | | | |
| | 【入札書比較価格（税抜）4,890,000円】 | | | | | | | | | | | | |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から令和8年3月13日まで | | | | | | | | | | | | |
| (8) 部分払 | 無 | | | | | | | | | | | | |
| (9) 前金払 | 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。） | | | | | | | | | | | | |
| (10) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） | | | | | | | | | | | | |
| (11) 最低制限価格 | 採用 | | | | | | | | | | | | |
| (12) 入札保証金 | 免除 | | | | | | | | | | | | |
| (13) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社 | | | | | | | | | | | | |

をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「B等級」に認定された者のうち、希望順位3位以上で、亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 「特記仕様書 3. 配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者又は監理技術者のいずれかに配置すること。
- (5) 手持ち工事(水道施設工事)が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した水道施設工事(B等級対象工事)の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害対象案件、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事(B等級対象工事)の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)
- (6) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
(※受注金額は、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害対象案件、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したもののや契約変更の増減額は対象外とする。)
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (8) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書(別紙様式1)
- (2) 配置予定技術者調書(別紙様式2)

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとする(請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)以上の場合)。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。
(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。)

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 1(4)、2(4)に係る技術者の資格要件を有すると判断できる資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

| 手続等 | 期間・期日・期限等 | 手続の方法等 |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 令和7年12月17日(水) 午後3時から | 共通事項2のとおり |
| 設計図書等の閲覧期間 | 令和7年12月17日(水) 午後3時から | 共通事項2のとおり |
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 令和7年12月24日(水) 午前9時から 令和7年12月25日(木) 午後4時まで | 共通事項3のとおり |
| 入札参加確認通知の送付 | 令和7年12月26日(金) 午後5時までに電子入札システムにより通知 | 共通事項3のとおり |
| 質疑の受付 | 申請書等に関する質問 令和7年12月23日(火)午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年12月26日(金)午後3時まで | 共通事項5のとおり |
| 質疑の回答 | 申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和8年1月6日(火) 午後5時まで | 共通事項5のとおり |
| 入札期間 | 令和8年1月13日(火) 午前9時から 令和8年1月14日(水) 午後3時まで | 共通事項6のとおり |
| 開札日時 | 令和8年1月15日(木) 午前10時 | 電子入札システムによる |

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

紙による提出は、閉庁日及び閉庁時間は受け付けない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課 (電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第130号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年12月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 水配替第10号
- (2) 工事名 国道477号（東加舎）交通安全事業に伴う配水管移設工事（その1）
- (3) 工事場所 亀岡市本梅町地内
- (4) 工事種別 水道施設工事
- (5) 工事概要 配水管布設工
DINSφ200 L=8.5m
HPPEφ75 L=9.1m
- (6) 予定価格（税込） 3,047,000円
【入札書比較価格（税抜）2,770,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から120日間
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 無
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 免除
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「C等級」又は「B等級」に認定された者のうち、希望順位3位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 「特記仕様書 3. 配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者等のいずれかに配置すること。
- (5) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した水道施設工事（C等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害対象案件、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（C等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (6) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただ

し、災害対象案件、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したもののや契約変更の増減額は対象外とする。)

- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (8) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとする（請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合）。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 1(4)、2(4)に係る技術者の資格要件を有すると判断できる資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

| 手 続 等 | 期 間 ・ 期 日 ・ 期 限 等 | 手 続 の 方 法 等 |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 令和7年12月17日（水） 午後3時から | 共通事項2のとおり |
| 設計図書等の閲覧期間 | 令和7年12月17日（水） 午後3時から | 共通事項2のとおり |
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 令和7年12月24日（水） 午前9時から 令和7年12月25日（木） 午後4時まで | 共通事項3のとおり |
| 入札参加確認通知の送付 | 令和7年12月26日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知 | 共通事項3のとおり |
| 質疑の受付 | 申請書等に関する質問 令和7年12月23日（火）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年12月26日（金）午後3時まで | 共通事項5のとおり |

| | | |
|-------|------------------------------------------------------|-------------|
| 質疑の回答 | 申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和8年1月6日（火） 午後5時まで | 共通事項5のとおり |
| 入札期間 | 令和8年1月13日（火） 午前9時から 令和8年1月14日（水） 午後3時まで | 共通事項6のとおり |
| 開札日時 | 令和8年1月15日（木） 午前11時 | 電子入札システムによる |

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

紙による提出は、閉庁日及び閉庁時間は受け付けない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等のとおりとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）亀岡市 総務部 契約検査課（電話0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第131号

亀岡市インターネット公有財産売却に係る一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和7年12月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 件名 亀岡市インターネット公有財産売却（令和7年度第1回）

2 入札に付する物件

次の表に掲げるものとする。物件の現状等については、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）の公有財産売却物件一覧のとおり。

《売却システムアドレス <https://kankocho.jp>》

| 区分番号 | 物件名 | 予定価格 | 入札保証金 | 下見会会場 及び引渡場所 |
|-------|----------------------------------------------|---------|--------|-----------------------|
| R7001 | 株式会社河合楽器製作所 アップライトピアノK-61M 平成17年8月導入 黒 | 10,000円 | 1,000円 | 旧別院中学校 (亀岡市東別院町地内) |

3 入札の参加条件

日本国内に居住している個人又は法人で、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第65号）第238条の3に規定する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当し3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第4号に規定する暴力団員等又はこれらの者の依頼を受けて入札参加する者
- (6) 亀岡市税を滞納している者
- (7) 年齢が20歳未満の者
- (8) 日本語を完全に理解できない者
- (9) 亀岡市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及びK S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (10) 亀岡市が物件ごとに特に定める条件を満たさない者

4 入札参加申込みの方法

入札参加希望者は、令和8年1月14日（水）午後1時から令和8年2月3日（火）午後2時までに、売却システムにより参加の仮申込みの手続きを行い、クレジットカードにより亀岡市が定めた入札保証金を納付すること。亀岡市において参加申込みの審査を行った上で本申込み（本登録）が完了したものとす。ただし、申請に不備があった場合は申込みを取り消す。

なお、代理人による手続きをする場合は、次の書類を令和8年2月2日（月）必着で提出すること。

- ・本人からの委任状（亀岡市ホームページからダウンロードした様式を使用すること。）
- ・委任者及び受任者双方の本人確認ができる書類（運転免許証、パスポートの写し等（法人の場合は登記事項証明書【現在事項全部証明書】等））

5 入札物件の下見会

下見会を次のとおり開催する。下見会で物件を直接確認し、物件の状態など全ての事項を承知・了承の上、入札参加すること。下見会への参加は、必ず開催日の前開庁日正午までに電話（会計管理室財産管理課：0771-25-5160）で予約すること。下見会で物件を確認しない場合は、掲載写真の閲覧などにより全ての事項を承知・了承したものとみなすので留意すること。

【区分番号R7001の動産】

- ・令和8年1月16日（金）午後2時30分から午後4時まで 旧別院中学校にて
- ・令和8年1月28日（水）午後2時30分から午後4時まで 旧別院中学校にて

6 入札の期間及び方法

(1) 入札の期間

令和8年2月17日（火）午後1時から
令和8年2月24日（火）午後1時まで

(2) 入札の方法

売却システム上で入札価格を登録する。一度行った入札については、取消しや変更はできない。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、亀岡市が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。
- (2) 落札者の入札保証金は、契約締結をもって契約保証金に全額充当する。
- (3) 落札者以外の者の入札保証金は、入札期間終了後に全額返金する。
- (4) 入札保証金には利息を付さない。
- (5) 落札者が契約締結期限までに契約を締結しないときは、その落札を無効とし、入札保証金は亀岡市に帰属する。

8 入札の無効

- (1) この公告に示した参加資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 市ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

9 落札者の決定方法

- (1) 入札期間終了後に開札を行い、売却区分ごとに入札価格が予定価格以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、自動抽選で落札者を決定する。落札者の決定に当たっては、落札者のK S I官公庁オークションログインIDを落札者の氏名（名称）とみなす。
- (2) 落札者のK S I官公庁オークションログ

インID及び落札価格を売却システム上に公開する。

10 契約に関する事項

(1) 契約の締結期限

落札者は、令和8年3月3日（火）までに契約を締結しなければならない。ただし、落札金額が10万円以上となった場合は契約書を作成し、それ以外については落札決定をもって契約締結したものとみなす。

(2) 契約書作成の要否

【落札金額が10万円以上の場合】

落札者には亀岡市より契約書（2部）等を送付するので、必要事項を記入・押印の上、次の書類を添付して契約締結期限までに亀岡市へ直接持参又は郵送すること。

ア 個人で参加する場合

住所、氏名、生年月日が確認できる書類（運転免許証、パスポートの写し等）1通、その他亀岡市が指定する書類

イ 法人で参加する場合

登記事項証明書【現在事項全部証明書】1通及び印鑑証明書1通、その他亀岡市が指定する書類

ウ 代理人が参加する場合

委任者・代理人双方の印鑑（登録）証明書各1通

【上記以外の場合】

契約書は省略する。

(3) 契約保証金

契約保証金は、入札保証金と同額とし、契約締結時に納付されている入札保証金の全部を充当する。なお、契約保証金は売払代金の一部として全額充当する。また、契約保証金には利息を付さない。

(4) 売払代金

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当し

た入札保証金）を差し引いた額とする。

(5) 売払代金の残額の納入

契約の相手方は、令和8年3月10日（火）午後2時30分までに亀岡市が納付を確認できるよう、売払代金の残額を一括で銀行振込により納付しなければならない。なお、売払代金納付期限までに納付がない場合は、入札保証金を充当した契約保証金を没収し返還しない。

11 物品の引渡し

物品の引渡しは、売払代金の残額の納入後、亀岡市が指定する引渡場所にて公開したときの状態で引き渡すものとする。引渡し後に発生した不具合や故障、発見された傷等については、亀岡市は一切の責任を負わない。

12 その他

- (1) 当該公告文記載内容その他の事項については、市ガイドラインに基づくものとする。
- (2) 亀岡市は、売払物件の契約不適合責任を負わない。
- (3) 入札及び契約に関する問い合わせ先
亀岡市役所 会計管理室財産管理課
(電話0771-25-5160)

「揭示済」

亀岡市公告第132号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年12月24日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 7緑公第20号
- (2) 工事名 京都・亀岡保津川公園上下水道整備工事
- (3) 工事場所 亀岡市保津町上中島地内外
- (4) 工事種別 水道施設工事
- (5) 工事概要 工事延長 L=575.6m
 - <水道工事>
 - 配水管布設工 HIPPEφ150 172.1m (昼間)
 - 給水管布設工 HIPPEφ75 383m (昼間)
 - 水管橋工 φ150 20.5m (昼間)
 - (アラミドがい装ポリエチレン管) φ75 20.4m (昼間)
 - <下水道工事>
 - 管布設工 PEφ75 管渠延長 423.7m (昼間)
 - 管布設工 VUφ200 管渠延長 63.2m (昼間)
 - 人孔設置工 3号組立人孔 (φ1500) 1箇所 (昼間)
 - 人孔設置工 1号組立人孔 (φ900) 4箇所 (昼間)
 - 附帯工 1式 (昼間)
 - マンホールポンプ設備工事 1式 (昼間)
 - 汚水水中ポンプφ80mm 3.7Kw×2台
 - 機械及び電気設備工 1式
- (6) 工期 契約日の翌日から令和8年3月31日まで
- (7) 部分払 無
- (8) 前金払 有 (原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。)
- (9) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上 (変更工期を含む。) で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。 (中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会

社の保証が必要)

- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位3位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 「特記仕様書 3. 配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者又は監理技術者のいずれかに配置すること。
- (5) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した水道施設工事（A等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害対象案件、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (6) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害対象案件、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したもののや契約変更の増減額は対象外とする。）
- (7) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。
（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した水道施設工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）

- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (9) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとする（請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合）。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 1(4)、2(4)に係る技術者の資格要件を有すると判断できる資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

| 手続等 | 期間・期日・期限等 | 手続の方法等 |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------|-------------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 令和7年12月24日（水） 午後3時から | 共通事項2のとおり |
| 設計図書等の閲覧期間 | 令和7年12月24日（水） 午後3時から | 共通事項2のとおり |
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 令和8年1月15日（木） 午前9時から 令和8年1月16日（金） 午後4時まで | 共通事項3のとおり |
| 入札参加確認通知の送付 | 令和8年1月19日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知 | 共通事項3のとおり |
| 質疑の受付 | 申請書等に関する質問 令和8年1月14日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和8年1月19日（月）午後3時まで | 共通事項5-1のとおり |

| | | | |
|----------------|---------------------------------------------------|-----------------------------|---------------|
| 質疑の回答 | 申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和8年1月21日（水）午後5時まで | | 共通事項5-1のとおり |
| 入札期間 | 令和8年1月27日（火） 午前9時から 令和8年1月28日（水） 午後3時まで | | 共通事項6のとおり |
| 予定価格の公表 | 令和8年1月28日（水）午後4時以降 | | 入札情報公開システムによる |
| 予定価格に関する質問の受付 | 予定価格の公表をしたときから 令和8年1月30日（金）正午まで | | 共通事項5-2のとおり |
| 予定価格に関する質問への回答 | 令和8年2月2日（月）午後5時まで | | 共通事項5-2のとおり |
| | 【予定価格に関する質問がないとき】 | 【予定価格に関する質問があるとき】 | |
| 開札日時 | 令和8年2月2日（月） 午前10時 | 令和8年2月3日（火） 午前10時 | 電子入札システムによる |
| 再度入札を行う場合の入札期間 | 令和8年2月3日（火） 午前9時から午後3時まで | 令和8年2月4日（水） 午前9時から午後3時まで | 共通事項6のとおり |
| 再度入札の開札日時 | 令和8年2月3日（火） 午後3時以降 | 令和8年2月4日（水） 午後3時以降 | 電子入札システムによる |

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

紙による提出は、閉庁日及び閉庁時間は受け付けない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課
(電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第133号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和7年12月25日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 亀岡市篠町野条下川27の4の一部、
 29の2の一部、31の一部、31の1の一部、
 31の3の一部、32の1、37の1、
 57の一部、58の一部
 (関連区域)
 亀岡市篠町野条下川38の4の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
 亀岡市篠町野条池ノ下21の1
 山口建設株式会社

「揭示済」

亀岡市公告第134号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項により農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和7年12月26日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 認可日
 令和7年12月26日
- 2 縦覧期間
 令和7年12月26日以後、常時備え置くこととする。

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第135号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、亀岡農業振興地域整備計画を変更したので同条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該計画書を次により縦覧に供する。

令和7年12月26日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 農業振興地域整備計画書の縦覧期間
令和7年12月26日以後、常時備え置くこととする。
- 2 農業振興地域整備計画書の縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

任免及び辞令

松崎 竜一

亀岡市公益通報外部相談員に委嘱します
任期は令和9年11月30日までとします
令和7年12月1日

議会事務局欄

規程

亀岡市議会ハラスメント防止条例施行規程を次のように定める。

令和7年12月23日

亀岡市議会議長 小川克己

亀岡市議会規程第2号

亀岡市議会ハラスメント防止条例
施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、亀岡市議会ハラスメント防止条例（令和7年亀岡市条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(亀岡市議会ハラスメント審査会)

第2条 条例第8条第2項の規定により設置する亀岡市議会ハラスメント審査会（以下「審査会」という。）は、次に掲げる事項について、議長に対し助言、提言等を行うものとする。

- (1) ハラスメントに係る事実関係の調査に関すること。
- (2) 条例第7条の規定による申出に対する議会又は議員の対応に関すること。
- (3) その他議長が必要と認めること。

(弁明の機会)

第3条 審査会は、条例第7条の規定による申出により、調査の対象となった議員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(組織)

第4条 審査会の委員（以下「委員」という。）は、ハラスメントの事案ごとに当該ハラスメントに関し識見を有する者とし、議長が招集する。

2 委員の数は、3人程度とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、前条第1項の規定による招集をした日から条例第4条第1項に規定する必要な措置を講じた日までとする。

(会議の非公開)

第6条 審査会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

「揭示済」

教育委員会欄

任免及び辞令

児嶋俊見

亀岡小学校 学校運営協議会委員に委嘱します

任期は令和9年3月31日までとします

令和7年12月1日

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第31号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和7年12月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

1,440人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第32号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和7年12月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

23,989人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第33号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和7年12月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

11,995人

「揭示済」

農業委員会欄

公 告

亀岡市農業委員会公告第13号

令和7年12月定例総会を下記のとおり公告する。

令和7年12月2日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時
令和7年12月5日（金）
午前9時00分から
- 2 場 所
亀岡市役所 302、303会議室
- 3 議 題
 - ・第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第3号議案 非農地証明交付について
 - ・第4号議案 農用地利用集積等促進計画（案）（貸借）
 - ・第5号議案 亀岡農業振興地域整備計画の変更に係る意見調査票について
 - ・第6号議案 亀岡市篠町篠洗川土地区画整理組合の設立認可に係る協議について
 - ・報告第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について

・報告第2号 農地法第4条第1項第8号の適用除外届出書の受理について

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第29号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示

令和7年12月2日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和7年12月2日

2 指定業者

| 指定番号 | 業者名 | 代表者名 | 住所 |
|------|------|-------|-----------------|
| 329 | 下村設備 | 下村 直人 | 京都府宇治市炭山土井谷15-4 |

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第30号

亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示

令和7年12月17日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和7年12月17日

2 指定業者

| 指定番号 | 業者名 | 代表者名 | 住所 |
|------|--------------|----------------|-------------------|
| 348 | 株式会社 中森設備 | 代表取締役 中森 卓也 | 奈良県奈良市杏町 119番地 |

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第31号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示

令和7年12月17日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和7年12月17日

2 指定業者

| 指定番号 | 業者名 | 代表者名 | 住所 |
|------|--------------|----------------|----------------------------------|
| 330 | 株式会社 中森設備 | 代表取締役 中森 卓也 | 京田辺市河原受田 43番8号 ループ ルビル3B号室 |

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第32号

亀岡市指定給水装置工事業者指定の告示

令和7年12月17日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和7年12月17日

2 指定業者

| 指定番号 | 業者名 | 代表者名 | 住所 |
|------|----------------|----------------|-----------------------|
| 349 | 京都消防設備 株式会社 | 代表取締役 勝田 詞音 | 京都市南区吉祥院 西ノ茶屋町73番1 |

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第33号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示

令和7年12月17日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和7年12月17日

2 指定業者

| 指定番号 | 業者名 | 代表者名 | 住所 |
|------|------------|----------------|-------------------|
| 331 | 京都消防設備株式会社 | 代表取締役 勝田 詞音 | 京都市南区吉祥院西ノ茶屋町73番1 |

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第34号

亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示

令和7年12月17日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者

として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和7年12月17日

2 指定業者

| 指定番号 | 業者名 | 代表者名 | 住所 |
|------|---------------|---------------|-------------------|
| 350 | 株式会社 キョウプロ | 代表取締役 山本 学 | 京都市南区吉祥院石原東之口町4番地 |

「揭示済」

公 告

亀岡市上下水道部公告第5号

亀岡市年谷浄化センター等維持管理業務委託について、公募型プロポーザル方式により業務受託候補者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和7年12月26日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務番号及び業務名称

年委第8-1号 亀岡市年谷浄化センター等維持管理業務委託

(2) 目的

亀岡市年谷浄化センター等維持管理業務委託について、複数年にわたる包括的な性能発注による委託を行うことで、民間事業者の創意工夫を促し、維持管理業務の効率化及び質の向上を図ることを目的とする。

(3) 業務場所

公共下水道処理区域

- ・ 亀岡市年谷浄化センター (亀岡市三宅町八田1番地)
- ・ 西つつじヶ丘汚水中継ポンプ場 (亀岡市西つつじヶ丘霧島台地内)
- ・ 見晴汚水中継ポンプ場 (亀岡市篠町見晴地内)
- ・ マンホールポンプ場 (80箇所) ※

農業集落排水施設等区域

- ・ 半国浄化センター (亀岡市東本梅町赤熊アリマノ17番地2)
- ・ 犬甘野浄化センター (亀岡市西別院町犬甘野八反田34番地)
- ・ 小泉浄化センター (亀岡市東別院町小泉釜越1番地)
- ・ 保津浄化センター (亀岡市保津町三ノ坪128番地)
- ・ 本梅浄化センター (亀岡市本梅町中野南田9番地2)
- ・ 宮前浄化センター (亀岡市宮前町宮川六反田102番地)
- ・ 川東浄化センター (亀岡市河原林町勝林島岩淵104番地)
- ・ マンホールポンプ場 (167箇所) ※

※マンホールポンプ場については履行期間中に増減する場合がある。

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで(3年間)

(5) 見積限度額

1,039,797,000円（3年間総額）（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 業務の内容

本業務は、亀岡市年谷浄化センターの包括的運転管理業務に係る各施設（公共終末処理場・汚水中継ポンプ場・マンホールポンプ）の運転管理、保守点検、水質試験薬品等のユーティリティーの調達、一部の修繕業務及び農業集落排水施設等区域内の処理施設とマンホールポンプの緊急対応等に関する業務を行うものである。

ア 公共下水道区域に係る業務内容

- ・年谷浄化センターの下水処理設備の運転監視及び維持管理業務
- ・中継ポンプ場及びマンホールポンプの維持管理及び点検業務
- ・ユーティリティーの調達（指定消耗品及び処理薬品等）
- ・小修繕業務（50万円未満/件）

イ 農業集落排水施設等区域に係る業務内容

- ・処理施設における、故障等発生時の緊急対応業務
- ・マンホールポンプ場における、異常発生時の緊急対応業務
- ・水質試験業務
- ・その他業務（設備点検等）

2 その他

詳細は亀岡市年谷浄化センター等維持管理業務委託公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

市立病院欄

規程

亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月23日

亀岡市病院事業管理者 田中宏樹

亀岡市病院事業管理規程第7号

亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市立病院職員の給与に関する規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「310,000円」を「310,800円」に改める。
別表第1及び別表第2を次のように改める。

【別表 省略】

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 この規程による改正後の亀岡市立病院職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合には、この規程による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、この規程による改正

後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（国の例引用）

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し疑義が生じた場合は、国の例による。

「揭示済」

亀岡市立病院会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月23日

亀岡市病院事業管理者 田中宏樹

亀岡市病院事業管理規程第8号

亀岡市立病院会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市立病院会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年亀岡市病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

【別表 省略】

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 この規程による改正後の亀岡市立病院会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに勤務時間、休暇等に関する規程（以下「会計年度任用職員給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の会計年度任用職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、この規程による改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
(国の例引用)
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し疑義が生じた場合は、国の例による。

「揭示済」